

事務所通信(号外)

平成 29 年度 税制改正大綱のあらまし

平成 29 年 1 月 吉日
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 28 年 12 月 8 日に「平成 29 年度税制改正大綱」が公表されました。この度の大綱は「一億総活躍社会」の実現のために、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から「配偶者控除・配偶者特別控除の見直し」や、デフレ脱却・経済再生に向けて賃金上昇を促すための「所得拡大促進税制の見直し」、また「中小企業支援のための税制の拡充」等が行われました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

～平成 29 年度税制改正大綱～

【所得税関係】

I. (見直し) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

⇨平成 30 年分以後の所得税について適用。

II. (見直し) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下(現行:38 万円超 76 万円未満)とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。

①合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	38 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円		

②合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	26 万円
85 万円超 90 万円以下	24 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	11 万円
110 万円超 115 万円以下	8 万円
115 万円超 120 万円以下	4 万円
120 万円超 123 万円以下	2 万円

③合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	13 万円
85 万円超 90 万円以下	12 万円
90 万円超 95 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	6 万円
110 万円超 115 万円以下	4 万円
115 万円超 120 万円以下	2 万円
120 万円超 123 万円以下	1 万円

⇒平成 30 年分以後の所得税について適用。

Ⅲ. (創設) 非課税累積投資契約(積立 NISA)に係る非課税措置

非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税上場株式等管理契約(NISA)に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

- ①居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間に支払を受けるべき累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の配当等については、所得税及び個人住民税を課さない。
- ②居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

※公募等株式投資信託の受益権の管理は、平成 30 年から平成 49 年までの各年のうち、現行の非課税管理勘定が設定される年以外の年に設けられる累積投資勘定において行うこと。

(投資可能期間は平成 30 年から平成 49 年まで、現行の NISA との併用不可。)

※当該累積投資勘定に受け入れる、金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した公募等株式投資信託の受益権は、当該累積投資勘定を設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に取得したものの取得対価の額の合計額が 40 万円を超えないものに限る。

(年間投資上限は 40 万円。)

Ⅳ. (見直し) 医療費控除・セルフメディケーション税制

医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

この場合において、確定申告期限等から 5 年間、税務署長より当該適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出の求めがあったときは、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

⇒平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用。

経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

【法人税関係】

I. (見直し) 所得拡大促進税制

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。

- ① 中小企業者等以外の法人について、「平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること」との要件を、「平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること」との要件に見直すとともに、控除税額を、「雇用者給与等支給増加額の10%」と「雇用者給与等支給増加額のうち、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%」との合計額とする。(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)
- ② 中小企業者等について、「平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、「雇用者給与等支給増加額の10%」と「雇用者給与等支給増加額のうち、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%」との合計額とする。(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)

※所得税についても同様とする。

II. (見直し) 法人の支給する役員給与等

1. 事前確定届出給与

事前確定届出給与について、次の見直しを行う。

- ① 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加える。
- ② 所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とする。

2. 定期同額給与

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。

☞ 新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用し、その他の部分は同年4月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用。

III. (拡充) 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の7%(特定中小企業者等にあっては、10%)の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

(ただし、当該税額控除及び下記IV、Vの税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする。)

(注)上記の「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいう。

※所得税についても同様とする。

☞ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得、事業の用に供した場合について適用。

IV. (延長) 中小企業投資促進税制

上記IIIのほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(所得税についても同様とする。平成31年3月31日まで。)

V. (延長) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 (商業・サービス業・農林水産業活性化税制)

適用期限を2年延長する。(所得税についても同様とする。平成31年3月31日まで。)

VI. (延長) 中小企業者等に係る軽減税率の特例

適用期限を2年延長する。(平成31年3月31日まで)

VII. (見直し) 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置の適用停止

法人税関係に係る中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する。

⇒平成31年4月1日以後開始事業年度について適用。

【資産課税関係】

I. (見直し) 居住用超高層建築物に係る課税

居住用超高層建築物に対して課する固定資産税について、次の見直しを行う。(都市計画税についても同様。)

①高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、複数の階に住戸が所在しているもの(以下、「居住用超高層建築物」という。)については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(以下「階層別専有床面積補正率」という。)により補正する。

②階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。

〈算式〉

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟の税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{補正後専有床面積の合計}}$$

※不動産取得税における専有部分の床面積についても、同様の補正率により補正する。

⇒平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物について適用。(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)

II. (創設) 認定医療法人への経済的利益に対する贈与税の非課税

①平成18年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。

②上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



税理士法人AKJパートナーズ	(代表パートナー)	公認会計士・税理士	山本 成男
		公認会計士・税理士	吉村 史明
(住所)〒105-6237	(パートナー)	公認会計士・税理士	仁田 順哉
東京都港区愛宕2-5-1愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階		税理士	藤田 学
(電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481		米国公認会計士	本田 淳介
		米国公認会計士・税理士	脇屋 忠生
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/	(保有資格)	公認会計士	10名
(主たる業務) 連結納税、組織再編税制		米国公認会計士	3名
ストック・オプション設計-評価		税理士(有資格者含)	19名
BPR/BPO、株式公開支援		CFP・AFP	3名
事業再生アドバイザー等		税理士科目合格・ACCA Level 2	12名
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所		社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	4名
株式会社AKJパートナーズ		医業経営コンサルタント(有資格者含)	2名
		M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定)	7名